

議案第 55 号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 5 年 4 月 28 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

専決第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

松阪市長 竹 上 真 人

記

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

松阪市都市計画税条例（平成 17 年松阪市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 16 項中「第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」を「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の松阪市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 16 項の規定の適用については、同項中「、第

43 項若しくは第 46 項」とあるのは、「若しくは第 43 項」とする。